

## 造林補助事業の実施に当たっての留意事項

制定 平成 23 年 10 月 11 日

最終改正 令和 4 年 9 月 1 日

造林補助事業の実施については、長崎県農林部関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、長崎県造林事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び長崎県造林補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、この留意事項によるものとする。

### 1 事業の内容等について

実施要領別紙 1 に規定する事業内容については、以下のとおりとする。

#### (1) 人工造林、樹下植栽等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

ウ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(ア) 立木の蓄積が 1 ha 当たりおおむね 30 m<sup>3</sup>以上 80 m<sup>3</sup>以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が 1 ha 当たりおおむね 100 束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。

(イ) 立木の蓄積が 1 ha 当たりおおむね 30 m<sup>3</sup>以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は知事が定める松くい虫被害対策事業推進計画に基づいて行うものであること。

エ 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度から起算して 2 年以内に植栽による更新を行うものとする。

オ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね 20%の範囲内とする。

カ 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

キ 補植は、実施要綱第 2 条の (1) により、1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね 30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度から起算して 5 年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として 1 回に限り行えるものとする。

#### (2) 雪起こしについて

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施するものとする。

(3) 倒木起こしについて

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

(4) 枝打ちについて

枝打ちは、スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施するものとし、枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

(5) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について

ア 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

イ 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の、保育間伐においてはおおむね30%、間伐及び更新伐においては20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から適切

ウ 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、当該施業を実施しようとする年度の前年度から起算して、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、イの規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から10%以上30%未満の伐採が行われた除伐等、保育間伐、10%以上20%未満の伐採が行われた間伐又は更新伐の施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができるものとする。

エ 森林緊急造成による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、7齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができる。

オ 森林環境保全直接支援事業等（環境）の未整備森林緊急整備事業で実施する除伐及び保育間伐は、過去10年以上整備が行われていない森林を優先的に実施するものとする。

また、森林緊急造成事業（環境）で実施する徐伐においても、過去10年以上整備が行われていない森林を優先的に実施するものとする。

カ 保育間伐及び更新伐を特定森林再生事業として実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

キ 更新伐について

(ア) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行

う場合、伐採率はおおむね70%以上（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

(イ) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採率は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの带状、群状の伐採ができるものとする。

(ウ) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。

#### (6) 衛生伐について

保全松林緊急保護整備のうち保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。

なお、事業が実施できる松林（公益的機能の高い松林）は、高度公益機能森林、被害拡大防止森林、地区保全森林とする。

#### (7) 被害森林整備の被害率

松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。

#### (8) 付帯施設等整備について

ア 鳥獣害防止施設等整備については、鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

なお、当該施設には食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

また、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

イ 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(イ) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

ウ 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

エ 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、

当該伐採木の材積は、実施要領別紙1の第1の1の(4)で定める搬出材積としては扱わないものとする。

オ 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施後おおむね3年間実施できるものとする。

#### (9) 森林作業道整備について

##### ア 森林作業道整備の先行実施

実施要領別紙1の第1の1の(1)のシの一定期間とは原則2年とし、当該森林作業道の整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間とする。

##### イ 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。ただし、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を改良として行う場合（以下、「森林作業道の復旧」という。）は、(ア)の開設後の経過年数及び(イ)の要件は適用しないものとする。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）が、おおむね20万円以上であること。

(イ) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。（イ）においても同じ。）であって、開設完了年度の翌年度から起算して3年以上を経過したものの改良であること。

(ウ) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものではないこと。

(エ) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

##### ウ 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(イ) 復旧の内容については、「長崎県森林作業道作設指針」第3に定める切土、盛土、構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害（以下、激甚災害という。）により被害を受けた森林作業道の復旧については、森林環境保全整備事業による施業を過去に行った又は今後行う予定がある森林の被害状況把握及び今後の森林整備に寄与すると判断される場合には、施業と一体的に実施されるものとみなすこと。

##### エ 効率的な森林作業道の整備

実施要領第3の3の(1)に定める「事前計画」に記載された、「長崎県森林作業道作設指針」に

適合する既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形の森林作業道や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設又は改良は実施できないものとする。

(10) 森林保全再生整備について

- ア 実施要領別紙 1 の 2 の (3) のシに定める鳥獣害等による被害を受けた森林については、原則として「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- イ 鳥獣害等による被害を受けた森林の保全再生に必要なと知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- ウ 鳥獣を捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

(11) 重要インフラ施設周辺森林整備における協定について

事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努めること。

(12) 花粉発生源植替えについて

- ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。
- イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、交付金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。
- ウ 当該施業について、現に鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、実施要領別紙 1 の第 1 の 3 の (1) の①のイの (ア) により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。
- エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整備第 31 号林野庁長官通知）の別紙 2 の 2 の花粉症対策苗木及び知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。
- オ ヘクタール当たりの植栽本数は、1,000 本以上のものを補助対象とする。
- カ 伐採については、市町村森林整備計画に適合すること。

(13) 事業主体について

- ア 本事業の事業主体になり得る森林所有者は、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- イ 特定再生森林事業における「事業主体自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

ウ 知事は、実施要領別紙1の第1の1の(3)のウに規定する森林所有者の団体から補助金の交付申請があった場合には、告示の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

(ア) 規約の内容

(イ) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(ウ) 施行地の森林所有者

エ 知事は、森林所有者の団体が事業を実施するに当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するように指導するものとする。

オ 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。

カ 実施要領別紙1の第1の2の(1)の②の(ア)において、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する年度の初日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。

#### (14) 事業規模等について

ア 実施要領別紙1の第1の1の(4)の「1施行地」とは、森林所有者毎の森林面積（施業実施面積）で判断するものではなく、原則として接続する区域とし、公道、林道、森林作業道、谷、防火帯等により、やむを得ず分断された区域も含む。なお、水田跡地の人工造林にあっては、1施行地の面積は0.05ha以上とする。

イ 実施要領別紙1の第1の1の(4)のイ、（要領別紙1の第1の(4)のイにおいて準用する場合を含む。）の「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、環境保全要領第5の3の(3)に定める上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

ウ 実施要領別紙1の第1の1の(4)のイのただし書きにおいては、以下のとおりとする。

(ア) やむを得ず5ha以上集約化できないと認められる場合とは、原則として、森林経営計画等において、森林所有者等の間伐等施業の同意が得られず、同意を得られた森林面積が5ha未満の場合とする。

ただし、実施要領第3の3及び2のエの(ウ)において県地方機関長が認める場合はこれによらないものとする。

(イ) 5ha以上集約化できた場合においても、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であると知事が認める場合には、複数年に分割して実施できるものとする。

一括して実施することが困難である場合とは、複数の事業実施予定箇所を一括して実施することが距離的、地形的要因により効率的ではない場合や、自伐林家等であって、単年度に一括して実施すると次年度からの継続的な林業経営に支障がある場合などをいう。

#### (15) 補助金額について

ア 実施要領別紙1の第1の4の(1)のアのa、イのa及びウのaにおいて、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあつては、伐採造林

届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

イ 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

(ア) 森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内で当該計画に基づいて行う場合

(イ) 森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う場合

ウ 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に5の(3)のアの(イ)の書類を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

## 2 事業計画等

ア 森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）の対象区域は、原則として森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区とする。

イ 事業計画の始期は、原則として当該計画の対象地域に係る地域森林計画の始期とする。

ウ 森林環境保全整備事業実施要領第2の2の(4)のイで定める事業計画の「事業量の著しい増減」は、次のとおりとする。

(ア) 森林整備（森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知、以下「運用」という。）別記様式1の7の(1)の欄外注釈に定める施業をいう。）の総面積の3割を超える増減。

(イ) 森林作業道の開設総延長の3割を超える減

エ 事前計画について

実施要領第3の3に規定する事前計画の作成等については以下によるものとする。

(ア) 事前計画の計画期間は、森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を少なくとも含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。

(イ) 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画に基づき施業及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間内の末の時点において林内路網により効率的な森林施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的まとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。

(ウ) 事前計画においては、実施要領様式第2号に適切な縮尺の図面を添付して提出するものとする。

なお、前述の実施要領様式第2号の4計画内容及び適切な縮尺の図面については、必要な記載内容を示す既存の森林経営計画等の資料の添付をもってこれに代えることができる。

(エ) 事前計画は、森林環境保全直接支援事業による施業及び森林作業道整備の実施に係る実施要領別紙1の第1の1の(4)に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものである。その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

(オ) 実施要領別紙1の第1の1の(4)のアのただし書き及び1の(14)のウの(ア)に関して、知事の認定を受けようとする者は、理由を明らかにする書類を事前計画に添付して提出するものとする。

(カ) 1の(14)のウの(イ)に関して、知事の認定を受けようとする者は、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であることを明らかにする書類を提出するものとする。

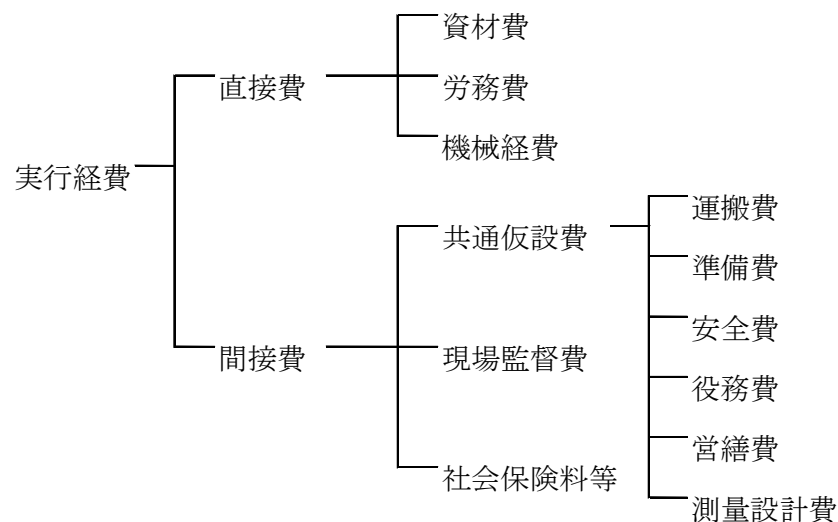
(キ) 県地方機関長は、提出のあった事前計画の内容について、次の事項等を確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

- ① 補助要件への適合
- ② 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性
- ③ 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性
- ④ 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無
- ⑤ (オ)及び(カ)による書類の妥当性

### 3 実行経費の積算について

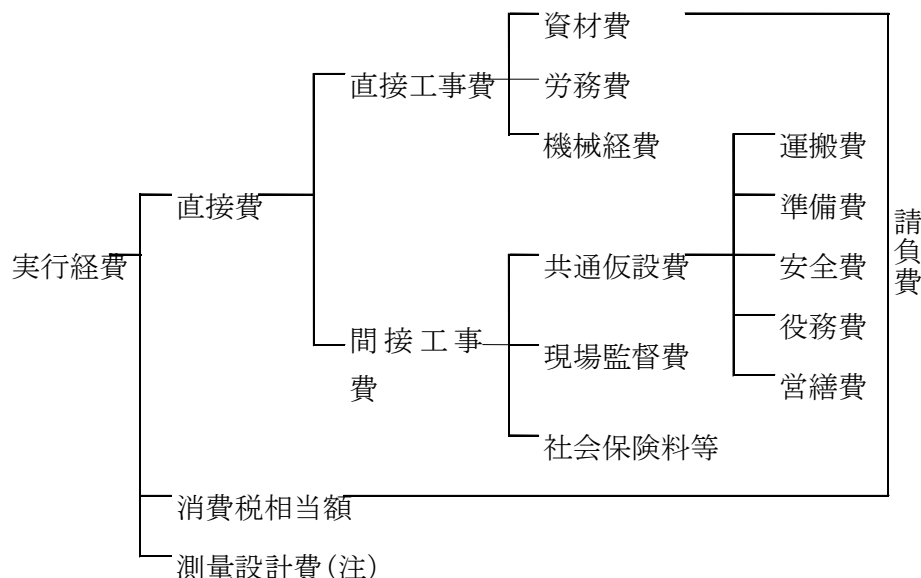
(1) 実行経費は、次に掲げる経費とする。

ア 事業主体が自ら実行する場合





## イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

(2) (1)に掲げる実行経費の内容は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知)及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」(平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁整備課長通知)に準ずるものとする。

(3) 市町が請負で実施する場合の実行経費については、森林整備保全事業設計積算要領に準じて、一般管理費等を積算に含めることができる。(ただし、実施要領別紙1の第1の2の(3)のシにあたっては「森林保全再生整備における実行経費の算出について(平成26年3月31日付け25林整整第1352号林野庁森林整備部整備課長通知)」による。)

## 4 森林作業道の維持管理

森林作業道の開設及び改良(平成22年度以前に開設した作業道等の改良を含む。)を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権限を有する者は、森林作業道台帳を作成して管理を行うものとする。

## 5 補助金の交付関係事務に関する特記事項

(1) 事業の予定及び実行の確認等に必要な書類等について

本事業の事業主体(事業主体になろうとする者を含む。以下本章において同じ。)は、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を行うものとする。

### ア 事業予定調書の作成

知事は、必要に応じ、事業主体に対し、当該事業年度に予定している事業について、その事業内容、事業量等を記載した事業予定調書を作成、提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図ることができるものとする。

### イ 現地写真の撮影

事業主体は、事業の施行地ごとに、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

- (ア) 下刈りは、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、実施要領別紙1の第1の1で実施する人工造林の施行地において、4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。
- (イ) 事業実施中の写真撮影については原則不要とするが、事業実施前、事業実施後の写真及び、現地検査だけでは事業実施中の状況及び作業の確かな実施が確認できず、補助金額の査定時に支障をきたす恐れがある場合には、事業実施中の写真についても撮影するものとする。
- (ウ) 保育間伐又は更新伐のうち1の(5)のイにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰並びに1の(9)のイの(イ)及び(エ)を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合においては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。
- (エ) 撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

## (2) 補助金の交付申請等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え(特殊地拵えを含む)、植栽(事業完了までに相当期間を要する場合に限る。)の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して行って差し支えない。

### イ 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行う場合は当該計画ごと(当該計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。1の(13)のウからの交付申請の場合は旧森林経営計画を含む)を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (ア) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
- (イ) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と実施要綱第5条の2に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
- (ウ) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、実施要綱第5条の2に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

### ウ 複数の申請単位に係る一括申請

本事業に係る補助金の交付申請を行う者(事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。)は、複数の申請単位(イに定める交付申請の単位をいう。以下同じ。)に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る実施要領第5に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

エ 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、ウにより一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

(3) 補助金交付申請書の作成及び提出について

ア 交付申請者は実施要領第5の1に定めるもの以外に以下の書類を補助金交付申請書に添付して補助金の交付申請を行うものとする。

(ア) 1の(14)のウの(イ)の規定による場合は、知事により実施要領第3の3の(1)の認定を受けたことを証する書面の写し

(イ) 1の(15)のウの規定による場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること、申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすること又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類。

(ウ) 1の(12)のイに該当する場合は、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類

イ 実施要領別紙1の第1の1の(1)のク及び第1の1の(2)の①のイの保育間伐並びに実施要領別紙1の第1の2の(2)の①のアの除伐において、齢級要件によらず、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合にあっては、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付するものとする。

ウ 実施要領第5及びア、イに掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

エ ドローンオルソ画像等の基準

実施要領第5の第1項の(8)において提出するドローンオルソ画像等の基準は別途「長崎県ドローン測量実施マニュアル」による。

(4) 代理申請者への指導について

事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）は、次によらなければならない。

ア 代理申請者は原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（環境保全運用別記様式21の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。

イ 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにするものとする。

ウ 受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(ア) 補助金事務取扱手数料

(イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(ウ) 当該施行地の森林保険料

(エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

エ 補助金事務取扱手数料は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

(5) 補助金の査定について

本事業に係る補助金の査定の取扱いは、次のとおりとする。

ア 施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道（「長崎県森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

イ 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る実施要領第5の1の(1)に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地ごとの間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業については、実施要領第8の3及び5により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

- (ア) 環境保全要領第5の3の(3)の括弧書きの規定に基づいて行った更新伐
- (イ) 施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が $10\text{m}^3$ に満たない間伐又は更新伐
- (ウ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
- (エ) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

ウ 搬出材積の算定方法は、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、はい積又はトラック積みの写真並びに現地検知等により算出することができるものとする。

また、伝票等が重量表記並びにはい積又はトラック積みの写真の場合については、下表の換算率を用いて材積を求めることができるものとし、申請者が設定している換算率がある場合は、その換算率を用いることとする。ただし、下表の換算率以上の値を用いる場合は、別途知事に協議するものとする。

なお、いずれの場合においても、市場、製材所、合板、チップ等の売買伝票や現地検知野帳等、材積の算定に用いた因子及び搬出材積の決定に至った計算資料等を整備・保管することとする。

## ○換算率

| <u>区分1</u>         | <u>区分2</u>   | <u>換算率等</u>                 |
|--------------------|--------------|-----------------------------|
| <u>伝票等が重量表記の場合</u> | <u>素材換算率</u> | <u>1.25 m<sup>3</sup>/t</u> |
| <u>はい積による場合</u>    | <u>空隙率</u>   | <u>36%</u>                  |
| <u>トラック積みによる場合</u> |              | <u>23%</u>                  |

エ 実施要領別紙1の第1に定める雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30%以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

オ 実施要領別紙1の第1の2の(3)に基づいて行うものには被害森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。

カ 実施要領別紙1の第1の4の(1)に定める森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

(ア) 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

(イ) 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等 又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であって実施要領別紙1の第1の2の(1)により気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの

(ウ) 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良

キ 実施要領別紙1の第1の4の(1)のイのbの森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画等に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。

ク 実施要領別紙1の第1の4の(1)のイのbの森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの、ウのaの伐採造林届出書に基づいて行うもの及びウのbの施業代行者が実施するものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業（当該施業の対象森林で実施されるものに限る。）を含む。

ケ 要領別紙1の第1の2の(1)の①のキの(ア)のb、(3)の①のコの(ア)のb及び(4)の①のコの(ア)のbの施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを対象とする。

- コ 要領別紙1の第1の2の(5)の③のコの(7)のbの施設改良は、松林保護樹林帯造成により樹種転換を行う事業を実施した森林において行われるものを対象とする。
- サ 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、実施要領別紙2-1に定める構成因子以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。
- シ 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。  
この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

(6) 受託事業に係る経費の透明化について

森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体は、事業前に経費の見込みを森林所有者に示すとともに、事業終了後は速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告しなければならない。

(7) その他

森林環境保全整備事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、市町は、それぞれの林務担当部局内でGISや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。